

## ○蒲郡市幸田町衛生組合公告式条例

(昭和三十八年六月二一十八日)  
条例 第一號

**第一条** 蒲郡市幸田町衛生組合の定める条例（以下「条例」といふ。）を公布しようとするときは、公布的旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、蒲郡市幸田町衛生組合事務所前の掲示場に掲示して行う。

**第二条** 前条の規定は、規則の公布に準用する。

**第三条** 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定に準用する。

**第四条** 第一条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第一項中「管理者」とあるのは「組合機関又は組合機関を代表する者」を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに

準用する。この場合において、同条第一項中「管理者名」とあるのは「組合機関名又は組合機関を代表する者の名」と、「管理者印」とあるのは「組合機関印又は組合機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

**第五条** 管理者の定める規則若しくは規程又は、組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

**第六条** この条例に定めるものを除き法令の規定により組合又は管理者若しくは組合機関がしなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するものについては、第一条第二項の規定により行う。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。